

みなと堺グリーンひろば利用料

種別	区分	利用料金						
		午前7時から午前9時まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後6時まで	午後5時から午後7時まで
野球場及び運動場	一般	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000
	生徒等	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000
硬式野球場	一般	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	4,000
	生徒等	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000

備考

- 1 この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童及び生徒が学校教育活動において利用する場合
 - (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者及び第134条第1項に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において利用する場合
- 2 許可を得て、規則で定めた利用許可時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、利用料の1時間相当額を徴収する。